

## 第 85 回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時:2019 年 5 月 31 日(金)14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第 1・第 2 会議室
3. 出席者:細田委員長、大石委員、織委員、鬼沢委員、酒井委員、菅原委員、村上委員、山下委員 以上 8 名  
その他 経済産業省・環境省担当官、公益財団法人自動車リサイクル促進センター役職員が出席
4. 議題:①2018 年度概況【報告事項】  
②2018 年度事業報告【報告事項】  
③2018 年度決算報告【報告事項】  
④2018 年度運用実績【報告事項】  
⑤2018 年度離島対策等支援事業の実施結果【報告事項】  
⑥資金管理業務規程の変更【諮問事項】  
⑦特預金の新たな活用について【報告事項】 ※非公開  
⑧消費税率の引上げに対する資金管理料金額の考え方【報告事項】  
⑨合意された手続の実施結果【報告事項】  
⑩ユーザー理解活動の取組【報告事項】

### 5. 議事録

#### (1)議題①について

2018 年度概況について、事務局から資料「第 85 回 資金管理業務諮問委員会」の 3～4 ページにて報告した。

#### <主な意見>

なし

#### (2)議題②について

2018 年度事業報告について、事務局から同資料の 5～9 ページにて報告した。

#### <主な意見>

##### 【委員A】

特預金の発生要因の分析を行い、「輸出取戻し請求権の2年時効」に該当するケースについては、中古車輸出を行う事業者への周知を行ったとのことだが、反応はあったのか。

##### 【事務局】

チラシによる周知は5月に開始したばかりであるため、具体的な反応についてはまだ確認できていない。併せて実施している施策として、書類の不備により却下した申請について、再度の申請を行うように促している。

**【委員B】**

書類の不備がある申請はたくさんあるのか。

**【事務局】**

2カ月で150件くらいである。

**(3)議題③について**

2018年度決算報告について、事務局から同資料の10～20ページにて報告した。

**<主な意見>**

**【委員C】**

今後の預託金残高の推移イメージについて、2024年度には自り法対象外冷媒に切り替わるとのことだが、確実に切り替わるという予測なのか。

**【事務局】**

2017年9月開催の審議会に(一社)日本自動車工業会が提出した資料によると、2024年度にはすべて切り替わっているとのことであるので、それに基づいて推移イメージを作成している。

**【委員D】**

繰越金残高推移のイメージについて、繰越金残高は減らさなければならないものなのか。

**【JARC理事A】**

19ページの「②遊休財産の保有制限」を見ると、公益目的事業費の額4,390百万円に対して、遊休財産の額が4,277百万円となっている。大まかに言うと、公益目的事業費はJARCのコストであり、遊休財産の多くを占めるのは繰越金である。この約4年で経営効率の向上に取り組んだため、公益目的事業費が大きく減少した。したがって、それに伴い繰越金を減らさなければならない。

**【JARC理事B】**

公益目的事業費の額というのは、正攻法でいくとJARCの公益事業を拡大していき、世の中に本当に役に立つ事業を毎年増やしていくことで、この額が上がっていく。公益目的事業については、きちんと効率化を図り、必要最小限の費用で実行するが、その総額は毎年大きくしていくことが、経営的にはやるべき方向である。

また、遊休財産の額の中に多くの繰越金があるが、繰越金はJARCのお金であり、特預金は自動車ユーザーからの預かり金の一部であるため、まずどちらを先に使うのかについては、JARCの中の繰越金を使い、特預金でカバーすべきところはカバーするのが基本的な考え方である。ただし、諸事情があり多くの特預金があるため、この点も勘案しながら全体を見るべきである。

**【委員E】**

一般市民から見たときに、公益財務基準に適合するように数字合わせをしていると映らないように注意する必要がある。

**【委員B】**

収支相償の基準をクリアしなければならない一方、赤字が大きくなると繰越金の累積がなくなってしまうため、会計上の健全性を保つには工夫が必要になる。

**【委員F】**

2018年度の特預金の出えん実績について、理解活動の取組は予算額117百万円のうち

9百万円のみを出えんしたとのことだが、減額をする項目の選択肢は理解活動の取組しかなかったのか。

【JARC理事A】

理解活動の取組は自動車ユーザーの負担割合が100%であるため、特預金の出えんを減額する項目として選んだ。

(4) 議題④について

2018年度運用実績について、事務局から同資料の21～24ページにて報告した。

<主な意見>

【委員G】

ルールどおりに運用しているため、問題ない。ただ、資産全体の利回りは低下傾向にあるため、何とかして改善しなければならないというのであれば、投資期間を長期化したり、信用リスクをとるなど、新たなリスクテイクをすることも考える必要がある。しかし、現在の金利環境などを考慮すると、新たなリスクテイクも難しい。

【委員B】

短期的には現行のルールに基づき運用する必要があるが、今後は様々な可能性を検討するのもよい。検討した結果、現行のルールから変更しないという選択肢もある。

【JARC理事A】

中長期的には様々な可能性を視野に入れて検討する。

【委員C】

証券会社評価について、ESGの観点も評価項目に入れて証券会社を選んでもらいたい。

(5) 議題⑤について

2018年度離島対策等支援事業の実施結果について、事務局から同資料の25～26ページにて報告した。

<主な意見>

なし

(6) 議題⑥について

資金管理業務規程の変更について、事務局から同資料の27～28ページにて、また再資源化支援部から別冊1「大規模災害対応に係る今後の審議体制について」にて説明し、継続審議となった。

<主な意見>

【委員F】

「激甚災害」と「大規模災害」という2つの言葉は使い分けているのか。

**【再資源化支援部】**

自り法第106条第2号の業務としては、激甚災害により発生した番号不明被災自動車を支援の対象とするため、その文脈では「激甚災害」という言葉を使用している。一方、激甚災害に限らず災害一般という意味で「大規模災害」という言葉を使用している。

**【委員F】**

手堅く法適合する運用という意味では現在のやり方がよいと思うが、番号不明被災自動車に関する支援については、大規模災害全般に取り組んでもよいのではないか。

**【再資源化支援部】**

JARCが自り法の範囲内で支援をしているのは、被災自動車のうち番号不明被災自動車であるが、被災の状態が最も厳しい番号不明被災自動車に係る対策を支援すれば、ひいては被災自動車全体に対しても有効な支援になると考える。したがって、この取組では大規模災害への対応という言葉を使って広く活用してもらえる内容にしている。

**【委員F】**

東日本大震災の際はどれくらいの番号不明被災自動車が発生したのか。

**【再資源化支援部】**

仮置き場に移動された台数が約7万台であり、そのうち番号不明被災自動車が約1万3千台、全体の約20%である。なお、仮に南海トラフ巨大地震が起こった場合、仮置き場に移動される台数は最大で約42万台、そのうち番号不明被災自動車は約8万台であると予測している。

**【委員B】**

支援の対象について定義を絞るとしても、地方自治体に対して様々な支援ができるという可能性を残しておいた方がよい。

**【JARC理事B】**

激甚災害に限定せず番号不明被災自動車に関する支援を行うかどうかは、この度の離島対策等検討会における審議事項の追加の問題とは別に、今後検討していくテーマである。

**【委員E】**

離島対策等検討会の審議事項を追加することは賛同するが、検討会の名称から審議事項が想像できないので、名称を変更した方がよいのではないか。

**【委員B】**

名称の変更の必要性について、両省の意見を聞きたい。

**【経済産業省】**

現行名称にある「等」で新たな事項も読むべきか否かについては、今後の検討会における主な審議事項は何であるかということから考えるのが、1つのポイントになるのではないか。

**【環境省】**

原則として、名は体を表していた方がよいと思うが、離島対策等検討会というように「等」がついているので問題はない。どの審議事項に比重があるのかがポイントであり、離島対策が審議事項として大きな割合を占めるのであれば、この度の追加事項は「等」に含まれると考えてもよいが、名称変更の議論があってもよい。

**【JARC理事B】**

審議事項の増加に伴い、名称も見直した方がよいという意見はもっともである。今後、検

討していく点である。

**【委員B】**

資金管理業務規程の変更は諮問内容のとおりとし、対象とする災害の範囲と検討会の名称を再検討すべきであるということを諮問委員会の意見とする。

(7) 議題⑧について

消費税率の引上げに対する資金管理料金額の考え方について、事務局から同資料の 29 ページにて報告した。

<主な意見>

なし

(8) 議題⑨について

合意された手続の実施結果について、監査室から同資料の 30 ページにて報告した。

<主な意見>

**【委員A】**

合意された手続の実施における調査範囲は年度によって変わることがあるのか。

**【監査室】**

毎年度、調査範囲の見直しを行っており、業務そのもののやり方が変わったり、新たな業務が追加されたりした場合は、調査範囲が変わる。

(9) 議題⑩について

ユーザー理解活動の取組について、広報・理解活動推進部から別冊 2「(報告)18 年度ユーザー理解活動」及び別紙「2019 年度ユーザー理解活動計画」にて報告した。

<主な意見>

**【委員C】**

今配信中のPR動画は、視聴者にインパクトを与える内容だと感じた。今後、このPR動画をシリーズ化するなどして、具体的な内容に踏み込み、更に関心が得られるよう取り組まれることを期待する。

以上